

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒町 株式会社朝日印刷

2017年(平成29年) September 9月号

平成29年度全国労働衛生週間実施要綱について



はんや祭り（薩摩川内市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成29年度全国労働衛生週間実施要綱について	2~4
平成29年度全国労働衛生週間説明会日程について	4
平成29年度全国労働衛生週間説明会のご案内	5
平成28年度個別労働関係紛争解決制度の施行状況	6~8
脳・心臓疾患及び精神障害等の	
労災補償状況（平成28年度）について	9
働き方・休み方改善コンサルタントのご利用について	9
事業主の皆様、今こそ「働き方改革」！	10
労務管理あれこれ～台風上陸の前日に	
翌日の休業を決定したが休業手当が必要か～	11

労働災害未然防止と安全配慮	12
アルバイトの労働条件を確かめよう！	12
9月は障害者雇用支援月間です。	
障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！	13
平成29年 業種別死傷災害発生状況（7月末速報値）	13
はじまります、「無期転換ルール」	14
石綿漏洩防止対策等に係る事前調査講習会のご案内	15
全登協大会 優良賞受賞のご紹介	16
平成29年度全国産業安全衛生大会のご案内	16
平成29年度腰痛予防対策講習会のご案内	17
平成29年10月の講習開催のご案内	18

さくらじま

連続テレビ小説（朝ドラ）を見始めて30年以上になる。初めは時計代わりとして見ていた。毎朝8時15分の開始時刻前に出勤するから遅刻することはない。8時30分に終わり気持ちを切り替えて仕事となる。15分という時間も丁度良い。7年前に放送時間が今の8時からになった時は出勤時間を早めた。

朝ドラの内容は、主人公の女性が色々な困難に遭遇しながらも自分の夢に向かって進んで行くというものが多い。女性が元気に活躍するドラマである。私の中での名作は「ちゅうさん」、「あまちゃん」、「ちりとてちん」というところか。

今は「ひよっこ」である。昭和30年代からの時代設定は、自分の子供の頃から中学生、高校生の頃と重なり懐かしさを感じる。サザンとともに時代を生きてきたから主題歌もぴったりだ。オープニングのジオラマは、鹿児島を拠点に活動する田中達也さんの作品である。色々な思い入れがあり見ていて楽しい。

毎朝見ていた朝ドラであるが、今は録画し帰ってビールを飲みながら見ている。これだと好きな時間に見ることが出来るし、見たい場面は何回でも見直すことが出来る。「ひよっこ」も残すところ1ヶ月。時計代わりではなくなったが、毎日の楽しみはそのままである。

平成29年度全国労働衛生週間

平成29年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第68回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

現在の労働者の健康を巡る問題を見ると、病気を治療しながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占める。病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方々や、仕事を続けていても職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方々も多い。

また、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)や特定の有機粉じんを取り扱う化学工場における膀胱がん事案や肺疾患など化学物質による健康障害問題が発生しているほか、危険有害性を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート(SDS)の交付を行っている製造者の割合は、それぞれ47.7%、48.0%で低調であり、危険有害な化学物質の取扱が十分でないと疑われる事業場も未だあることから、更なる化学物質の適切な取扱の促進が必要な状況にある。

さらに、平成28年度の脳・心臓疾患事案の労災請求件数は825件（前年度比3.8%増）と2年連続で増加し、精神障害事案の労災請求件数は1,586件（前年度比4.7%増）と4年連続で増加している。くわえて、我が国における自殺者のうち、6,782人が「被雇用者・勤め人」であり、自殺の原因・動機が特定されている者のうち「勤務問題」が原因・動機の一つとなっている者は2,159人となっている（平成27年における自殺の状況）。一方で、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は59.7%（平成27年労働安全衛生調査（実態調査））と、第12次労働災害防止計画の目標である「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合80%以上」に達していない。

このほか、業務上疾病の被災者は長期的に減少し、平成28年は前年から7人減少して7,361人となった。疾病別では腰痛が201人増加し、4,751人と依然として全体の6割を超える。業種別では社会福祉施設が最も多くなっている。さらに、熱中症については、前年から2人減少して462人となり、近年400～500人台で高止まりの状態にある。

このような状況を踏まえ、「働き方改革実行計画」（平成29年3月働き方改革実現会議決定）に基づき、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進することとしている。

また、化学物質による健康障害を防止するため、昨年6月に施行された改正労働安全衛生法のさらなる普及・定着のため「ラベルでアクション」を合い言葉に、ラベル表示と安全データシート(SDS)の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの確実な実施に取り組んでいる。

さらに、過労死等防止対策推進法（平成26年11月施行）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月閣議決定）に基づき、過労死等の防止のための対策に取り組むこととしているほか、平成28年12月に決定された『『過労死等ゼロ』緊急対策』に基づき、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推進している。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるために、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者 各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

① 重点事項

- ア 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号）に基づく以下の事業場環境整備
 - (ア) 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - (イ) 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - (ウ) 相談窓口等の明確化
 - (エ) 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - (オ) 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- イ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組
 - (ア) 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
 - (イ) 化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDSの入手状況、危険有害性情報の確認
 - (ウ) SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
 - (エ) ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
 - (オ) 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
 - (カ) 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - (キ) その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
 - a. 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の徹底
 - b. 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- ウ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - ア 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
 - (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - (ウ) 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - (エ) ストレスチェック制度の適切な実施
 - (オ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - (カ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - (キ) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

エ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- (ア) 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (イ) 改正労働安全衛生規則（平成29年6月1日施行）に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
- (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
- (エ) 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- (オ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- オ その他の重点事項
 - (ア) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に基づく以下の対策の実施
 - a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施
 - c. 社会福祉・介護事業及び医療保健業向けの腰痛予防対策講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - (イ) 職場における受動喫煙防止対策の推進
 - a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c. 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
 - (ウ) 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の徹底
 - a. WBGT値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - b. 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
 - c. 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
 - (エ) 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - a. 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
 - b. 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - c. 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- ② 労働衛生3管理の推進等
 - ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
 - (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - (ウ) 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づ

く必要な措置の推進

- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- イ 作業環境管理の推進
- (ア) 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- ウ 作業管理の推進
- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- エ 健康管理の推進「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）として、以下の事項を重点的に実施
- (ア) 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- オ 労働衛生教育の推進
- (ア) 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
- ③ 作業の特性に応じた事項
- ア 粉じん障害防止対策の徹底
- (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進
- a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
- c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- d. 離職後の健康管理の推進
- (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- イ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- オ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- カ 石綿障害予防対策の徹底
- (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
- (イ) 石綿製品の全面禁止の徹底

(ウ) 離職後の健康管理の推進

キ 酸素欠乏症等の防止対策の推進

- (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- ④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進
- ア 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- ウ 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について(平成24年8月10日付け基発0810第1号)」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底
- ⑤ 平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

第68回全国労働衛生週間説明会 日程表

	日 時	会 場	所在地
鹿児島署管内	9月12日(火) 13時30分～	鹿児島総合卸商業団地 協同組合	鹿児島市卸本町
	9月13日(水) 13時30分～	シーサイドガーデンさ のさ	いちき串木野市長 崎町
	9月14日(木) 13時30分～	枕崎市市民会館	枕崎市千代田町
	9月15日(金) 13時30分～	鹿児島県歴史資料セン ター黎明館	鹿児島市城山町
	9月19日(火) 13時30分～	南さつま市総合保健福 祉センター ふれあいかせだ いにしへホール	南さつま市加世田 川畑
	9月20日(水) 13時30分～	指宿市民会館	指宿市東方
	9月21日(木) 14時00分～	種子島建設会館	西之表市鳴女町
	9月26日(火) 10時00分～	屋久島環境文化村セン ター	屋久島町宮之浦
	9月12日(火) 13時30分～	薩摩川内市国際交流セ ンター	薩摩川内市天辰町
川内署管内	9月13日(水) 14時00分～	出水市音楽ホール	出水市文化町
	9月14日(木) 14時00分～	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町
鹿屋署管内	9月21日(木) 13時30分～	志布志市文化会館	志布志市志布志町
	9月19日(火) 14時00分～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巣
加治木署管内	9月20日(水) 14時00分～	姶良市文化会館 加音 ホール	姶良市加治木町木 田
	9月7日(木) 15時00分～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連
名瀬署管内	9月11日(月) 13時30分～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町龟 津
	9月13日(水) 13時30分～	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古 仁屋
	9月14日(木) 10時00分～	奄美振興会館 奄美文 化センター	奄美市名瀬長浜町
	9月20日(水) 10時00分～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊
	9月21日(木) 10時00分～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花

全国労働衛生週間説明会のご案内（お知らせ）

(公社)鹿児島県労働基準協会

事業者、安全衛生担当者様

10月1日から7日までの間、平成29年度全国労働衛生週間が始まります。

当協会では、準備期間中に各地（4ページ日程表参照）で説明会を開催し、鹿児島県における労働衛生の現況、関係統計の情報をお知らせし、労働衛生水準の向上を図ることとしています。

多数の参加をお待ちしています。

なお、周知用の用品（ポスター等）販売も致しますので問い合わせ下さい。

説明会・用品等の問合せ先

最寄りの支部へご連絡願います。

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	FAX 099-226-7429
◇川内支部	電話 0996-25-1377	FAX 0996-25-1377
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	FAX 0994-40-9056
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	FAX 0995-63-1030
◇加世田支部	電話 0993-58-2183	FAX 0993-58-2184
◇志布志支部	電話 099-472-4877	FAX 099-472-4833
◇大島支部	電話 0997-53-5487	FAX 0997-53-6270
◇種子島支部	電話 0997-22-2736	FAX 0997-22-2731

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

安全衛生スタッフ、産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当の皆さま必見！

第68回 全国労働衛生週間

本週間 2017年10月1～7日 準備期間 2017年9月1～30日 主題：厚生労働省 中央労働災害防止協会

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

中央労働災害防止協会では全国労働衛生週間に向け、安全衛生教育用のポスター、啓発用のパンフレット、ハンド冊子などを各取り組みました。ぜひ、活用いただきご参考ください。

第68回 労働衛生週間

スローガンのぼり(布)

ポリエステル 4枚×ハーフトス・ビモ付

NEW!

8月1日より

標準規格

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

2月1日～7日

3月1日～7日

4月1日～7日

5月1日～7日

6月1日～7日

7月1日～7日

8月1日～7日

9月1日～7日

10月1日～7日

11月1日～7日

12月1日～7日

1月1日～7日

平成28年度 個別労働関係紛争解決制度の施行状況

～相談件数は減少するも、「いじめ・嫌がらせ」の相談が3年連続トップ～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間における労働関係のトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法により紛争解決を図っています。

この度、鹿児島労働局では平成28年度の個別労働関係紛争解決制度の施行状況を取りまとめましたので発表します。

1 総合労働相談は前年度と比べて減少。助言・指導の申出件数は増加するも、あっせん申請は減少しました。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・総合労働相談件数 | 7,297件（前年同期比3.1%減） |
| うち民事上の個別労働紛争相談件数（※） | 3,053件（同 9.2%減） |
| ・助言・指導申出件数 | 63件（同 2.6%増） |
| ・あっせん申請受理件数 | 35件（同 36.4%減） |

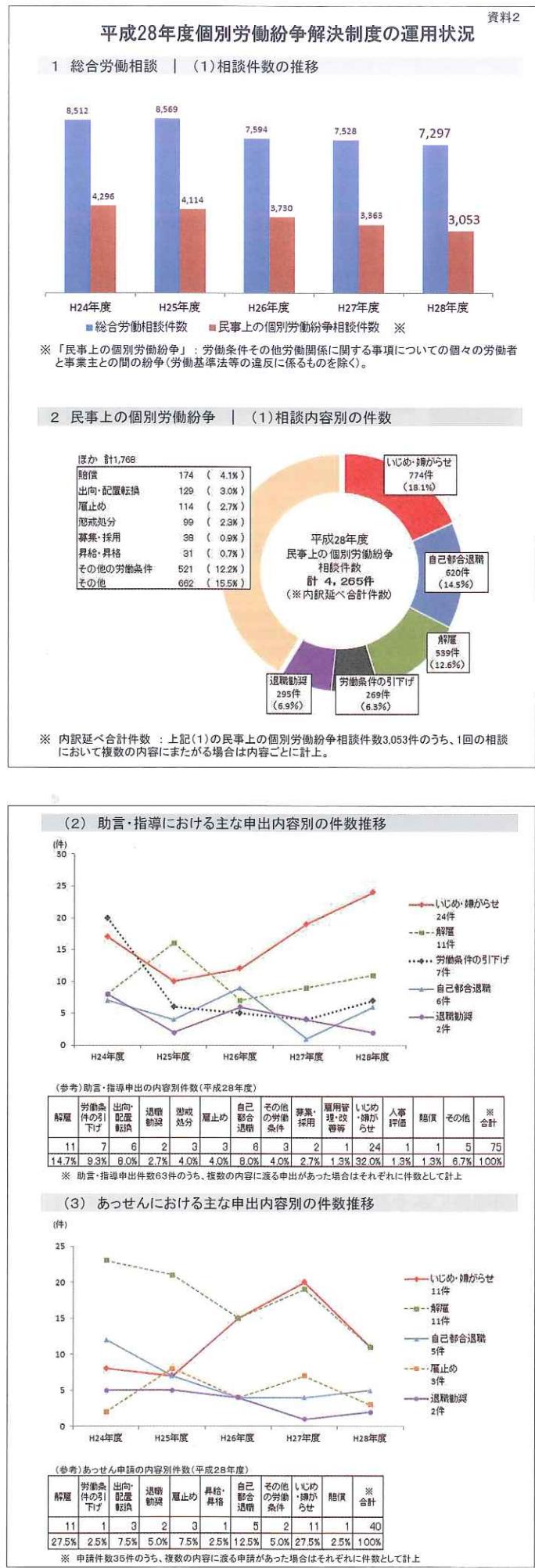
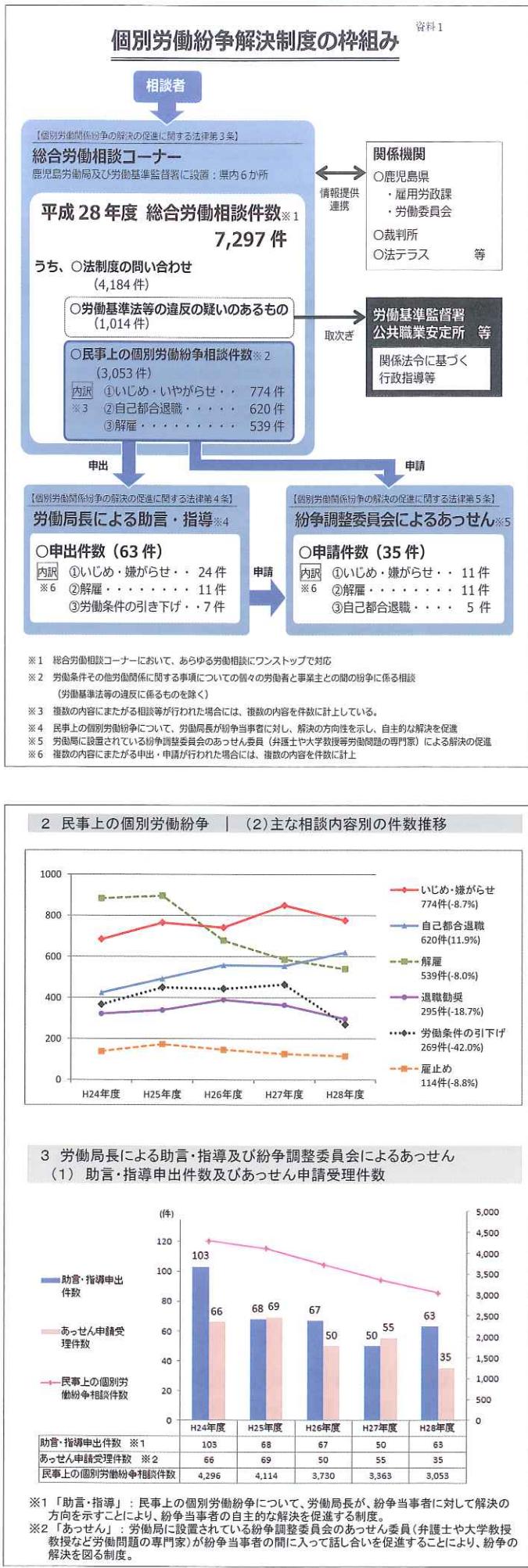
※「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものと除く）

2 民事上の個別労働紛争の相談においては、「いじめ・嫌がらせ」が3年連続トップ。

「いじめ・嫌がらせ」は助言・指導の申出においてもトップとなり、あっせん申請においても、「解雇」に並びトップとなりました。

- ・民事上の個別労働紛争の相談の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が774件（同8.7%減）と前年度より減少しましたが、相談のトップを占めています。次いで多いのは「自己都合退職」の620件（同11.9%増）で増加傾向にあります。
- ・「いじめ・嫌がらせ」については、助言・指導の申出件数が24件（同26.3%増）、あっせん申請は11件（同45.0%減）となりました。

鹿児島労働局では、今後も労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行い、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に取り組んでまいります。



資料3

平成28年度における助言・指導及びあっせんの事例

平成29年6月16日 厚生労働省 報道発表資料より抜粋

助言・指導の例

事例1 いじめ・嫌がらせに係る助言・指導

事案の概要

申出人は、正社員として勤務しているが、上司から「ほけ、アホ、「のろま、お前は使い物にならん」等の惡言を日常的に受けていることに加え、後ろから腰を蹴られ転倒するという暴行を受けた。上司は、周りに気付かれないようにこのような行為をしているため、会社に言ってもどうしようもない。

職場環境の改善を求め、その上司とは別の部署に異動したいとして、助言・指導を申し出たもの。

助言・指導の内容・結果

- 事業主に対して、上司の行為はパワーハラスメントの擅言で示されている類型（身体的な攻撃及び精神的な攻撃）に該当する可能性があり、会社の責任が問われる可能性があることから、パワーハラスメントの有無について調査し必要な対応を行なうこと、上司とは別の部署に異動したいという申出人の意向を踏まえた話し合いなどの対応をとることについて助言した。
- 助言に基づき、申出人の意向のとおり、申出人はその上司と別の部署へ異動し、いじめ・嫌がらせを受けなくなった。また、社内でパワーハラスメントの有無について調査が進められることになった。

事例2 自己都合退職に係る助言・指導

事案の概要

申出人は、正社員として勤務していたが、次第に、仕事がきつい、労働条件が合わない等の思いが強くなり、会社の規程に基づき退職日の1か月前に退職の意思を伝えた。その後、会社側から幾度となく慰留されたが、退職の決意は固いので、**当初の退職の意思表示のとおり、1か月後の日付で円満退職したい**として、助言・指導を申し出たもの。

助言・指導の内容・結果

- 事業主に対して、申出人は会社の規程に基づき退職の意思表示を行っていること、解約の申し入れから2週間を経過することによって終了するという民法第627条第1項について説明し、法令等に沿った解決に向けて申出人と話し合うよう助言した。
- 助言に基づき、紛争当事者間で話し合いが行われ、会社側の言い分に申出人として同意できる部分があったことから、退職日を延期して、2か月後の日付で退職することになった。

あっせんの例

事例1 いじめ・嫌がらせに係るあっせん

申請人は、正社員として勤務していたが、同僚3名から食事代などをおごられ、そのうちの1名からは、顔や腹などを殴るなどの暴力を受けた。管理者に相談したところ、同僚から一部金銭が返却されたが、同僚3名に対する処分はなかった。

また、その後に、異動先の上司から無視されるようになり、それをきっかけに精神状態が不調となり、体調も悪くなつたことから、退職せざるを得なくなつた。

会社の対応の不備について、**60万円の賠償料を求める**としてあっせんを申請した。

- あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人は、あっせん申請を受けて社内調査をした結果、申請人の申立内容は概ね事実であることが認められたので、早期に問題解決したいとの意向を示した。
- あっせん委員は、被申請人に對し、裁判になった場合は、会社として安全配慮義務を果たしていないと判断される可能性が高いことを伝え、歩み寄りを促したところ、**解決金として50万円を支払う**ことで合意が成立し、解決した。

事例2 解雇に係るあっせん

事案の概要

解雇に係るあっせん

申請人は、試用期間1か月のパート労働者として勤務を開始したが、勤務開始当初から、体調を崩し、数日間欠勤したところ、勤務開始5日目に、体調管理ができていないとの理由で解雇された。

継続雇用を希望したが応じてもらえなかつたことから、復職はかなわないと考えているが、インフルエンザに罹患するなどやむを得ない事情により欠勤したものであり、**補償金として8万円の支払いを求める**としてあっせんを申請した。

あっせんのポイント・結果

- あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人は、試用期間中であること等の理由により解雇の正当性を主張した。
- これを受けて、あっせん委員が、被申請人に對し、試用期間は1か月間とされている以上は、その期間を通じ労働者の適性を見極めるべきであり、その期間に満たない時期の解雇は裁判となつた場合に問題視される可能性があることを伝え、歩み寄りを促したところ、**解決金として5万円を支払う**ことで合意が成立し、解決した。

名 称

所 在 地

電話番号

☆鹿児島労働局総合労働相談コーナー (鹿児島労働局雇用環境・均等室内)	〒892-8535 鹿児島市山下町13-21	099-223-8239
☆鹿児島総合労働相談コーナー (鹿児島労働基準監督署内)	〒890-8545 鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175 (音声案内②)
川内総合労働相談コーナー (川内労働基準監督署内)	〒895-0063 薩摩川内市若葉町4-24	0996-22-3225
鹿屋総合労働相談コーナー (鹿屋労働基準監督署内)	〒893-0064 鹿屋市西原4-5-1	0994-43-3385
加治木総合労働相談コーナー (加治木労働基準監督署内)	〒899-5211 姶良市加治木町新富町98-6	0995-63-2035
☆名瀬総合労働相談コーナー (名瀬労働基準監督署内)	〒894-0036 奄美市名瀬長浜町1-1	0997-52-0574

☆女性の相談員がいます。

労働局長による助言・指導とは

民事上の個別労働紛争について、紛争当事者に対し、個別労働紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進する制度です。

法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、一定の措置の実施を強制するものではありません。

紛争調整委員会のあっせんとは

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者（あっせん委員）が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

紛争調整委員会とは

弁護士等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されています。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。なお、現在の鹿児島紛争調整委員会委員には、6名の弁護士が就任されています。

脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の 労災補償状況（平成28年度）について

鹿児島労働局労災補償課

（1）脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災補償状況

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
全国	763	277	795	251	825	260
鹿児島	8	4	8	1	8	1

※ 認定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は825件で前年度に比べ30件増加しており、鹿児島の請求件数は8件で前年度と同じである。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「運輸業,郵便業」(212件)、「卸売業,小売業」(106件)、「製造業」(101件)の順に多く、認定件数は「運輸業,郵便業」(97件)、「製造業」(41件)「卸売業,小売業」(29件)の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「輸送・機械運転従事者」(187件)、「販売従事者」(97件)、「サービス職業従事者」(93件)の順に多く、認定件数は「輸送・機械運転従事者」(90件)、「専門的・技術的職業従事者」(30件)、「生産工程従事者」(27件)の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「50～59歳」(266件)、「40～49歳」(239件)、「60歳以上」(220件)の順に多く、認定件数は「50～59歳」(99件)、「40～49歳」(90件)、「30歳～39歳」(34件)の順に多い。

（2）精神障害等の労災補償状況

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
全 国	1,456	497	1,515	472	1,586	498
	213	99	199	93	198	84
鹿児島	16	5	10	4	7	0
	3	2	3	0	3	0

※ 各欄下段は自殺者数で内数

※ 認定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は1,586件で前年度に比べ71件増加しており、鹿児島の請求件数は7件で前年度に比べ3件減少した。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「医療,福祉」(302件)、「製造業」(279件)、「卸売業,小売業」(220件)の順に多く、認定件数は「製造業」(91件)、「医療,福祉」(80件)、「卸売業,小売業」(57件)の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「専門的・技術的職業従事者」(361件)、「事務従事者」(307件)、「販売従事者」(220件)の順に多く、認定件数は「専門的・技術的職業従事者」(115件)、「事務従事者」(81件)、「サービス職業従事者」(64件)の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「40～49歳」(542件)、「30～39歳」(408件)、「50～59歳」(295件)、認定件数は「40～49歳」(144件)、「30～39歳」(136件)、「20～29歳」(107件)の順に多い。
- ⑤ 出来事別（全国）の認定件数は「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(74件)、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」(63件)の順に多い。

働き方・休み方改善コンサルタントのご利用について

鹿児島労働局雇用環境・均等室

鹿児島労働局では、労働時間制度や年次有給休暇取得等に関する相談に応じることにより、企業における労働時間等の設定の改善等の効率的な推進に資することを目的として、当該分野の専門家である「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しています。

相談等、ご利用は無料ですので、お気軽に鹿児島労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。

【問合せ・申込先】

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

働き方・休み方改善コンサルタント

電話 099-223-8239 FAX 099-223-8235

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

事業主の皆様、今こそ「働き方改革」！

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

労働者の心身の健康確保や、仕事と生活の調和を図る上でも、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を見直し、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの企業の実情に応じた「働き方改革」に向けた取組が今こそ必要です。

【鹿児島県の実情】

- ①平成28年度事業場規模が5人以上の1人平均年間総実労働時間2,080時間（全国平均2,024時間）
- ②平成27年度労働者1人あたりの平均年次有給休暇取得率40.4%（全国48.7%）
- ③平成25年3月卒業の高卒者の入職3年間内での離職率46.3%（全国平均40.9%）←約2人に1人は3年以内で離職
- ④ハローワーク常用求人数に対する充足割合は平成24年度全産業計34.8%→平成28年度26.2%に低下（人手不足が加速）

(速報値)

※ 働き方改革を進めることで、従業員のモチベーションのアップ、従業員の定着率の上昇、メンタル疾患者の減少、時間外手当の減少等々、労働生産性の向上も期待されます。

【働き方改革の各種支援について】

★働き方・休み方改善ポータルサイト

見直しや改善に役立つ情報として、WEB上にポータルサイトを開設しています。このサイトでは、企業や社員が働き方や休み方を自己診断することで、「見える化」されて、改善のヒントが得られます。本県企業の取組（好事例）も掲載されています。



★働き方・休み方改善コンサルタント等による相談

労働時間制度や年次有給取得制度等、労働時間等の設定改善に関する相談をお受けいたします。
(無料 電話 099-223-8239)

★生産性向上に資する各種助成金

- 1 キャリアアップ助成金（非正規労働者待遇改善等）
 - 2 業務改善助成金（最低賃金引上げ支援）
 - 3 職場意識改善助成金（労働時間等の設定改善）
 - 4 両立支援等助成金
(事業場内保育施設設置等)
- ※ 1は職業対策課 099-219-5101
2～4は雇用環境・均等室



【働き方改革推進本部事務局】
鹿児島労働局
雇用環境・均等室
電話 099-223-8239
FAX 099-223-8235

鹿児島労働局 働き方改革推進本部

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

台風上陸の前日に翌日の休業を決定したが休業手当必要か

(Q) 先日の台風の際、当社は、多数のパートを採用しており、台風上陸当日に休業するか否かを電話で従業員全員に連絡するのは困難と判断し、台風上陸の前日に、翌日の休業を決定し従業員に通知しました。

このように台風上陸前に休業を決定した場合は、たとえ翌日、台風上陸により実際に労働者を就業させることができなかった場合でも、使用者の責に帰すべき休業として、休業手当の支払いが必要となるのでしょうか。

台風による不可抗力の休業であれば不要

(A) ご質問について、結論から申し上げますと、休業手当の支払いが必要であるか否かについては、休業を決定した時期に関係なく、あくまで、その日の休業が、天災地変などの不可抗力による休業であったか否かによって判断されることになります。

休業手当については、労働基準法第26条に、「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない」と規定されています。

この「使用者の責に帰すべき事由による休業」は、使用者の故意、過失または信義則上これと同視すべきものよりも広い範囲のものと解されています。ただし、不可抗力によるものは含まれません。

この不可抗力であるか否かの判断については、「不可抗力とは、第一に、その原因が事業の外部より発生した事故であること、第二に、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてなお避けることのできない事故であることの二要件を備えたものでなければならぬ」と解

する」とされています（「労働基準法」労働省労働基準局編著）。

ご質問のケースは、台風上陸という自然現象が理由の休業ということになりますが、休業の理由が自然現象によるということだけで、不可抗力による休業と認められるわけではありません。

この点については、通達で、港湾労働者の休業手当について、「雨天等による休業の場合についても、それが自然現象によるものであるという理由のみで一律に不可抗力による休業とみなすべきものではなく、客観的にみて通常使用者として行うべき最善の努力をしても、なお、就業させることが不可能であったか否か等につき当該事案の諸事情を総合勘案のうえ、『使用者の責に帰すべき事由による休業』であるかを判断すべきものである」とされています（昭41・6・21 基発第630号）。

例えば、台風の影響による河川の氾濫により、会社の周辺地域一帯が浸水し避難勧告が出されたような場合や、台風の影響のため地域一帯が停電し、自家発電装置もなく業務を行うことが不可能となった場合は、台風のための不可抗力による休業と認められます。

また、台風による影響で地域の交通機関がストップしたため、ほとんどの者が出社できず、出社できた者だけでは業務を行えず、休業せざるを得ない状況になった場合は、不可抗力による休業と認められると考えられるでしょう。

しかし、休業当日、台風は上陸したものの、さほどの勢力はなく、業務を行うことが可能となった場合は、不可抗力による休業とは認められず、休業手当の支払いが必要となります。

ご質問の休業についても、休業手当の支払いが必要となるかどうかは、以上のような考え方により、個別の諸事情を勘案した上で、判断されることになります。

労働災害未然防止と安全配慮

鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員 黒沢 郁夫

労働災害を未然に防止するには、労働安全衛生法令の遵守と、事業所にあった自主的な活動が不可欠です。さらに、労働災害未然防止として「労働者の安全への配慮」（労働契約法）に注目すべきです。

労働契約法第5条（労働者の安全への配慮）では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定され、労働契約における使用者の安全配慮義務が明文化されています。

この明文化の趣旨については、「通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、器具等を用いて労働に従事するものであることから、使用者は、労働者を危険から保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負うことを規定したもの」となっています。

このことは、事業者は労働安全衛生法令を守っていても、安全配慮義務を完全に履行したことにはならないということです。すなわち、事業者には職場に潜む危険要因について、災害発生の未然防止義務があります。たとえ法令（事業者の講ずべき措置等）に定められていないとしても、予見可能な危険要因には防止措置をとり危険を回避する必要があります。

具体的には事業者の権限の委譲を受けている管理監督者等の職務として、安全配慮義務の遂行に欠かせない点は次の通りです。

①不安全行動を黙認し、妥協してはならない。（相手が先輩だから言いにくいという心遣い等は必要ありません。）例えば、エアグライダーの取扱作業中に保護メガネ着用の記載されている作業手順書があつて知っているにも関わらず、作業者の身勝手な考えで、保護メガネを着用せずに作業を行った結果、工作物の破片が目に飛散して視力を失った例があります。先輩だから躊躇して黙認した結果、このような重篤な災害発生となったものです。この場合、被災者の家族等も不安全行動を黙認したことに対する疑念が高まって参ります。

この他に項目を上げますと、②自己の安全管理責任を転嫁できない。（作業者が不安全行動をした場合は、管理責任があります。）③不心得者や未経験者には、厳密に指揮監督を行う。（不心得者にはその場で指導しないと繰り返す。未経験者には教育の実践をしっかりと行う。）④安全作業手順等を設け、遵守させる。（安全作業手順書の中の安全ポイントを守らせる）⑤指示通り安全作業をしているか確認の義務がある。（言いつぱなしにならないように確認する。）⑥直接指揮の必要な作業では、安全管理措置をしないで現場を離れない等が挙げられます。

それでは、ここで事業者として安全配慮義務に取り組んでいると見なされる、安全活動事例について申し上げます。

(1) KY活動の継続実施。この危険予知活動は、多くの事業所で実践されていると思います。趣旨を各自が理解しマンネリ化にならないように気を付ける必要があります。(2) リスクアセスメントの推進。職場に潜む危険要因を事前に調査し、危険要因を特定して、重篤度と可能性を考慮して点数化して取り組む安全の先取り手法です。(3) 作業手順書の作成・運用。特に安全に作業ができるように安全ポイントが記載された内容の作業手順書が欠かせません。(4) コミュニケーションに努める。出勤時の挨拶、朝礼時、作業中（機会）、休憩時間、終了時等を利用して人間関係を良好な関係に保つよう努力することで、職場が明るくなり、安全意識の高揚につながります。

更に、労働災害を未然に防止するためには、事業所で独自に決めた活動項目をしっかりとやり通すことが必要だと思います。例えば、職場巡視の場合、指摘事項に対して、内容によりますが、実施完了予定日の記載された回答文書が届いた場合、実施完了予定日には、必ず現場で確認すべきです。職場巡視が指摘だけで確認されなければ、やりっぱなしの職場巡視になりかねません。安全活動はやり通すことが成果につながります。そして成果の積み上げが、安全意識の高揚と共に労働災害未然防止の近道になると思っています。

事業主の皆さんへ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

鹿児島労働局監督課

Point 3 学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

業務に必要な準備・片づけの時間、参加が義務づけられた研修・教育訓練の時間も労働時間となります。

原則として、労働時間の端数は1分でも切り捨てできません。

Point 4 商品を強制的に購入させることもできません。また、一方的にその代金をアルバイト代（賃金）から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。

Point 5 アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

遅刻を繰り返すなどによる規律違反の制裁として就業規則に基づいて、賃金の一部を減額する場合であっても、①1回の減給額は平均賃金の1日分の半額、②複数回にわたる場合であっても、一賃金支払期における金額の10分の1、を超えてはいけません。

アルバイトでも一般の正社員の方々と同様に労働基準法などの労働基準関係法令の適用があります。アルバイトの労務管理に問題がないか、以下のポイントによりチェックしてください。

Point 1 アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

次の6項目については書面交付による明示が必要です。

①契約期間 ②契約更新の有無と判断基準、③仕事の場所・内容④労働時間・休憩時間・休日・休暇等 ⑤アルバイト代（賃金）の決定・計算方法・支払方法・支払日、⑥退職・解雇に関するこ

Point 2 学業とアルバイトが両立できる勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが両立できる環境整備への配慮が必要です。

労働契約内容の変更について労働契約法により労使の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。

9月は障害者雇用支援月間です。障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！

鹿児島労働局職業対策課

障害者の雇用の促進と安定を図るために、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、国民一般、特に事業主の理解と協力が不可欠であり、関係者が一体となって雇用対策に努めることが重要です。このため9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者雇用支援運動を積極的に展開することとしています。

○障害者就職面接会

日 時 平成29年9月26日（火）午後1時～4時
場 所 鹿児島サンロイヤルホテル（鹿児島市与次郎）
問合せ先 ハローワーク鹿児島（電話 099-250-6071）

日 時 平成29年9月29日（金）午後1時30分～4時
場 所 ホテルさつき苑（鹿屋市西原）
問合せ先 ハローワーク鹿屋（電話 0994-42-4135）
ハローワーク大隅（電話 099-482-1265）

○障害者雇用・支援激励大会

*平成29年9月11日（月）午後1時30分～ 鹿児島市民文化ホール

また、鹿児島労働局では、職場内で精神障害者等の支援員になっていただく、「精神・発達障害者しごとサポート養成講座」も開設しています。

【鹿児島会場】 平成29年9月19日（火）[ポリテクセンター鹿児島]

【鹿屋会場】 平成29年10月27日（金）[ハローワークかのや]

お問い合わせは、鹿児島労働局職業対策課 電話099-219-8712まで

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成29年6月分】

県内有効求人倍率	1.21倍（前月比0.04P増）
全国有効求人倍率	1.51倍（前月比0.02P増）
県内正社員有効求人倍率	0.78倍（前年同月比0.16P増）
全国正社員有効求人倍率	0.95倍（前年同月比0.13P増）

※ 本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、平成29年6月の県内有効求人倍率は統計開始以来過去最高となり、14か月連続で1倍台を推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善傾向にありますが、産業によつて求人の増減にばらつきがみられます。

今後の求人・求職の動きに注視が必要と思われます。

平成29年 業種別死傷災害発生状況（平成29年7月分速報版）

鹿児島労働局

	平成29年		平成28年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	951	8	943	7	8	1
1 製造業	199	1	183	1	16	
1 食料品製造業	126	1	112	1	14	
4 木材・木製品製造業	12		12			
9 窯業上石製品製造業	10		5		5	
11～12 金属製品製造業	15		12		3	
13～15 機械機具製造業	12		15		-3	
上記以外の製造業	24		27		-3	
2 鉱業	3		3			
3 建設業	156	2	150	3	6	-1
1 土木工事業	66		59	1	7	-1
2 建築工事業	64	2	71	1	-7	1
3 その他の建設業	26		20	1	6	-1
4 運輸交通業	99	2	109		-10	2
1 鉄道・航空機業	7	1	5		2	1
2 道路旅客運送業	10		9		1	
3 道路貨物運送業	81	1	95		-14	1
4 その他の運輸交通業	1					
5 貨物取扱業	13		11		2	
1 陸上貨物取扱業	6		5		1	
2 港湾運送業	7		6		1	
6 農林業	53	1	43	2	10	-1
1 農業	29		18		11	
2 林業	24	1	25	2	-1	-1
7 営農・水産業	52		43		9	
8 商業	97		120	1	-23	-1
1 鉄売業	13		16		-3	
2 小売業	71		86	1	-15	-1
3 理容美容業	4					
4 その他の商業	13		18		-5	
9 金融・広告業	13		14		-1	
11 通信業	12		6		6	
12 教育・研究業	7		8		-1	
13 保健衛生業	134		135		-1	
1 医療保健業	51		47		4	
2 社会福祉施設	82		87		-5	
3 その他の保健衛生業	1		1			
14 接客娯楽業	54		64		-10	
1 旅館業	12		15		-3	
2 飲食店	25		28		-3	
3 その他の接客娯楽業	17		21		-4	
上記以外の事業	59	2	54		5	2
10 映画・演劇業						
15 清掃・畜産業	27	1	33		-6	1
16 官公署			1		-1	
17 その他の事業	32	1	20		12	1
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	87	1	100		-13	1
第三次産業（8-17）	376	2	401	1	-25	1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

【トライアル雇用助成金】

●障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース
就職が困難な障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができます。

また、この制度の利用に当たっては助成金を受けることができます。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



平成30年4月まで
あとわずか！

はじまります、「無期転換ルール」

無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年。

平成29年9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

企業の皆さんへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

有期労働契約で働く皆さんへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

雇止めについて

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

「無期転換ルール」に関する情報はこちら

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。<http://muki.mhlw.go.jp/>

[無期転換サイト](#)

検索



有期契約労働者の無期転換ポータルサイトへ

厚生労働省

無期転換の概要

導入ガイド

導入企業事例

導入支援策

Q&A

無期転換ルールで実現する!
雇止めの不安がない生活!

厚生労働省

無期転換の概要

導入ガイド

導入企業事例

導入支援策

Q&A



厚生労働省 都道府県労働局

鹿児島労働局より本講習会の周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

(公社)鹿児島県労働基準協会

厚生労働省委託事業「平成29年度建築物の解体時の石綿漏洩防止対策等に係る周知啓発事業」

事前調査の講習会

建築物の解体等の作業に従事する労働者の石綿ばく露防止において、石綿障害予防規則第3条に基づく事前調査は、石綿建材を把握するために行うものであり、解体等作業で石綿ばく露防止対策を講じるために不可欠かつ非常に重要なものです。

本事業では、石綿ばく露防止対策の適切な実施のため、事前調査の精度底上げを目的とし、石綿作業主任者の方等を対象とした講習会を実施します。

無料

『石綿作業主任者』『特定化学物質等作業主任者（平成18年3月以前に修了）』

の方が対象です。（講習会までに作業主任者の技能講習を受講予定の方を含みます）

※今回の講習会の内容は、上記対象者の方向けに作成したものです。

『建築物石綿含有建材調査者』の方、『日本アスベスト調査診断協会登録者』の方は、委細承知の内容になっておりますので、受講をお控え頂くようお願いいたします。

＜内 容＞ 事前調査の留意点について専門家が解説します。
(建築一般、現地調査の実際、調査報告書の作成)

＜日 時＞ 10:00～17:00（昼休憩1時間含む）※詳細は下記スケジュールをご覧ください。

＜定 員＞ 各会場定員100名 計700名 ＜先着順＞ 6会場（東京会場は2回開催）

**※各会場ともに満席が予想されますので、申し込みにつきましては、
1会場につき、1社2名様までお願いいたします。**

＜申込期間＞ 平成29年8月24日（木）10:00～各講習会実施3日前まで ＜先着順＞

＜備 考＞ 1) 講習会終了後、事業専用HPからアンケートにご協力をお願いいたします。
2) 当講習会は受講者の方の事前調査技術の向上に役立つ情報提供を目的としており、受講者の方の一定の能力水準を担保・保証するものではありません。
修了証の発行や修了考査の実施はいたしませんので、ご了承願います。
また、『建築物石綿含有建材調査者』『日本アスベスト調査診断協会登録者』に相当するレベルの講習を行うものではありません。

＜事前調査の講習会＞スケジュール

東京会場1	10/5(木)	10~17時	イオンコンパス東京駅前	福岡会場	10/23(月)	10~17時	福岡県自治会館
宮城会場	10/12(木)		東京エレクトロンホール宮城	広島会場	10/26(木)		RCC文化センター
東京会場2	10/16(月)		イオンコンパス東京駅前	大阪会場	10/31(火)		リカルソ大阪駅前第4ビル貸会議室
愛知会場	10/19(木)		フジコミュニティセンター				※詳細は事業専用HPでご確認ください。 ※当日9:30より受付開始

事業専用ホームページ

<http://asbestos.jp/h29/> からお申込みください。

事務局「日本水処理工業」のホームページにもリンクが貼られています。

申込み
方法

8月24日（木）
10:00より
申込開始です！

＜事務局＞厚生労働省委託事業「平成29年度建築物の解体時の石綿漏洩防止対策等に係る周知啓発事業」

日本水処理工業株式会社

〒530-0046 大阪府大阪市北区菅原町8番14号

TEL 06-6363-6330 FAX 06-6363-6372

E-MAIL asbestos@mizu-shori.com

平成29年7月

厚生労働省委託事業

平成29年度

腰痛予防対策講習会

無料



第三次産業における労働災害が増えています。特に**腰痛**は第三次産業における職業性疾病の**7割**を占め、今後も高齢化の進展に伴う社会的役割の拡大が見込まれる**看護・介護の現場**でもその予防対策が重要な課題となっています。中央労働災害防止協会では平成25年6月に改訂された「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を図るため、**厚生労働省より委託**を受け、保健衛生業を対象とした**無料の講習会**を全国47都道府県で開催します。

この講習会では、昨年と違う新たな内容として**「介護用福祉機器」を用いた実技を中心とした講習**を行います。また、腰痛予防対策指針を**イラスト等**によりわかりやすく解説した**テキスト**を用いて行うなど、これまで**腰痛予防対策の取組み**がなかった事業場においても**対策に取り組んでいただけるようわかりやすい内容**となっております。多くの方のご参加をお待ちしております。

内 容

各会場にて対象者を分けて同日に講習を行います。なお、昨年度と各講習時間は変わりませんが、実際に福祉機器を使用するなど実技時間を大幅に増加しました。

主な内容(共通)

講 義

- ①腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり
- ②労働災害発生のメカニズムと災害防止の取組み
- ③作業空間、床面等の作業環境の改善
- ④腰痛予防対策チェックリスト、リスクアセスメントの活用

実技1

- ①介護用福祉機器を用いて腰部の負担を軽くする作業ポイントの解説
- ②介護・看護作業の場面を想定した介護用福祉機器の使い方の体験

実技2

- ①作業姿勢
- ②腰痛予防体操

対 象

1 「医療保健業看護従事者向け」

作業別の腰痛予防のポイントを掲載した看護従事者向けのテキスト(無料)を使用し、講習を行います。

対象者 病院・診療所の看護従事者、施設長、管理者等

9:15～受付開始

9:45 開講

12:15 終了

2 「社会福祉・介護事業の介護従事者向け」

作業別の腰痛予防のポイントを掲載した介護従事者向けのテキスト(無料)を使用し、講習を行います。

対象者 社会福祉・介護事業の介護従事者、施設長、管理者等

13:15～受付開始

13:45 開講

16:15 終了

都道府県	開催日	会場	所在地
鹿児島	10月24日(火)	オロシティー	鹿児島市卸本町6-12

お問い合わせ先 **中央労働災害防止協会(中災防)** 健康快適推進部 企画管理課
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL 03-3452-2517/FAX 03-3453-0730

平成29年10月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 10/2~10/6	9/4~9/8	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 10/2~10/3		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
小型移動式クレーン運転	10/10~10/12	9/11~9/15	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
不整地運搬車運転	10/10~10/11	9/11~9/15	会員 34,480円 一般 35,480円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両建設機械運転(整地等又は解体用)技能講習修了者
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	10/12~10/13	9/11~9/15	会員 12,824円 一般 13,824円	※会場がオロシティーホールとなります。
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	10/18~10/20	9/19~9/22	会員 18,440円 一般 19,440円	
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 10/23~10/27	9/25~9/29	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 10/23~10/24		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
玉掛け	10/23~10/25	9/25~9/29	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	10/30~10/31	10/2~10/6	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	10/16~10/21	9/19~9/22	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
クレーン運転	10/2~10/3	9/4~9/8	会員 16,770円 一般 20,010円	
小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	10/16~10/17	9/19~9/22	会員 16,460円 一般 19,700円	
アーケ溶接等	10/30~11/1	10/2~10/6	会員 18,360円 一般 21,600円	

曾於地区での講習会のお知らせ

問い合わせ先：志布志支部
TEL099-472-4877 FAX099-472-4833

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
玉掛け技能講習	10/17~10/19	9/25~9/29	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

〈備考〉 1 中込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくな、案内書をお取り寄せください。